

タイル張り技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1. 1級タイル張り技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
制定 昭和37年度 改正 平成22年度
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）

2. 2級タイル張り技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
同 上

3. 3級タイル張り技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
制定 平成10年度 改正 平成22年度
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）

4. 基礎級タイル張り技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
制定 平成10年度 改正 平成22年度

1. 1級タイル張り技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

タイル張りの職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法</p> <p>タイル工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>タイル工事の段取り</p> <p>タイル張り工法</p>	<p>タイル工事に使用する器工具及び機械に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>イ タイル張用器工具 ロ 墨出し用器工具</p> <p>ハ タイル加工用器工具 ニ 混練用器工具</p> <p>ホ 荷揚げ及び運搬用機械 ヘ その他</p> <p>(2) 次の器工具の種類及び用途</p> <p>イ レベル ロ トランシット ハ 電気ドリル</p> <p>タイル工事の段取りに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) タイルの選別 (2) 墨出し (3) タイルの割付け</p> <p>(4) 糸出し (5) タイル加工</p> <p>1 タイル張り工法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げるタイル張りの工法</p> <p>イ 外装タイル張り ロ 内装タイル張り</p> <p>ハ モザイクタイル張り ニ 床タイル張り(階段を含む。)</p> <p>(2) 張付け材料の調合</p> <p>2 次に掲げるタイル張り下地の特徴及び施工法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) れんが下地 (2) コンクリート下地</p> <p>(3) コンクリートブロック下地 (4) ラスモルタル下地</p> <p>(5) コンクリートパネル下地 (ALCパネルを含む)</p> <p>(6) ボード下地</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>タイル工事における養生</p> <p>タイル工事の検査の方法</p> <p>タイル工事の施工計画</p> <p>タイル工事の施工設備の種類及び用途</p> <p>タイル工事の関連工事の種類及び施工方法</p>	<p>3 タイル工事の化粧目地、清掃等の仕上げ方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>4 伸縮調整目地の役割について詳細な知識を有すること。 タイル工事における養生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 気温、湿度及び天候の影響 (2) 損傷及び汚染</p> <p>タイル工事の検査の方法について一般的な知識を有すること。 タイル工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業手順 (2) 材料の手配及び管理 (3) 作業員の配置 (4) 作業機材の設置 (5) 関連他工事との連携 (6) 工程表</p> <p>次に掲げるタイル工事の施工設備の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 足場 (2) 電気設備 (3) 給排水設備 (4) 運搬設備</p> <p>次に掲げるタイル工事の関連工事の種類及び施工法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) れんが工事 (2) 左官工事 (3) コンクリート工事 (4) ブロック工事 (5) 石工事 (6) 木工事 (7) 電気工事 (8) 配管工事 (9) サッシ工事 (10) 建具工事 (11) 防水工事 (12) シーリング工事 (13) 住宅設備工事</p>
<p>2 材料</p> <p>タイル張り用材料の種類、規格、性質及び用途</p>	<p>1 タイルの規格に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 種類 (2) 品質特性 (3) 試験方法 (4) 検査 (5) 製品の呼び方 (6) 表示</p> <p>2 タイルの種類に応じた用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げるタイル以外のタイル工事用材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) セメント (2) 細骨材 (3) 混和剤 (4) 接着剤 (5) 下地材料 (6) 既製調合モルタル (7) 防汚・抗菌剤材料 (8) 防カビ目地材</p>
<p>3 意匠図案</p> <p>床、壁、天井等の意匠図案</p>	<p>床、壁、天井、開口部等の意匠図案について一般的な知識を有す</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>色彩</p> <p>4 建築構造</p> <p> 建築構造の種類及び特徴</p> <p> 建築物の主要部分の種類及び構造</p> <p>5 製図</p> <p> 日本産業規格の建築製図通則に定める表示記号</p> <p>6 関係法規</p> <p> 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令のうち、タイル工事に関する部分</p> <p>7 安全衛生</p> <p> 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>ること。</p> <p>色彩、デザインについて概略の知識を有すること。</p> <p>次に掲げる構造の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造</p> <p>(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) 組積造</p> <p>次に掲げる建築物の主要部分の種類及び構造について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 基礎 (2) 軸組 (3) 小屋組</p> <p>(4) 屋根 (5) 天井 (6) 床</p> <p>(7) 壁 (8) 開口部 (9) 階段</p> <p>建築設計図の関連部分の読図に必要な表示記号について一般的な知識を有すること。</p> <p>建築基準法に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 建築物の主要構造に関する規定</p> <p>(2) 耐火構造、防火構造、防火区画等に関する規定</p> <p>(3) 不燃材料に関する規定</p> <p>(4) 特殊建築物等の内装に関する規定</p> <p>1 タイル工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始前の点検</p> <p>(5) タイル工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他タイル工事に関する安全及び衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関連法令（タイル工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

2. 2級タイル張り技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

タイル張りの職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法</p> <p>タイル工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>タイル工事の段取り</p> <p>タイル張り工法</p>	<p>タイル工事に使用する器工具及び機械に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>イ タイル張り用器工具 ロ 墨出し用器工具</p> <p>ハ タイル加工用器工具 ニ 混練用器工具</p> <p>ホ 荷揚げ及び運搬用機械 ヘ その他</p> <p>(2) 次の器工具の種類及び用途</p> <p>イ レベル ロ トランシット ハ 電気ドリル</p> <p>タイル工事の段取りに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) タイルの選別 (2) 墨出し (3) タイルの割付け</p> <p>(4) 糸出し (5) タイル加工</p> <p>1 タイル張り工法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げるタイル張りの工法</p> <p>イ 外装タイル張り ロ 内装タイル張り</p> <p>ハ モザイクタイル張り ニ 床タイル張り(階段を含む。)</p> <p>(2) 張付け材料の調合</p> <p>2 次に掲げるタイル張り下地の特徴及び施工法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) れんが下地 (2) コンクリート下地</p> <p>(3) コンクリートブロック下地 (4) ラスモルタル下地</p> <p>(5) コンクリートパネル下地 (ALCパネルを含む)</p> <p>(6) ボード下地</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>タイル工事における養生</p> <p>タイル工事の検査の方法</p> <p>タイル工事の施工計画</p> <p>タイル工事の施工設備の種類及び用途</p> <p>タイル工事の関連工事の種類及び施工方法</p>	<p>3 タイル工事の化粧目地、清掃等の仕上げ方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>4 伸縮調整目地の役割について詳細な知識を有すること。 タイル工事における養生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 気温、湿度及び天候の影響 (2) 損傷及び汚染</p> <p>タイル工事の検査の方法について一般的な知識を有すること。 タイル工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業手順 (2) 材料の手配及び管理 (3) 作業員の配置 (4) 作業機材の設置 (5) 関連他工事との連携 (6) 工程表</p> <p>次に掲げるタイル工事の施工設備の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 足場 (2) 電気設備 (3) 給排水設備 (4) 運搬設備</p> <p>次に掲げるタイル工事の関連工事の種類及び施工法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) れんが工事 (2) 左官工事 (3) コンクリート工事 (4) ブロック工事 (5) 石工事 (6) 木工事 (7) 電気工事 (8) 配管工事 (9) サッシ工事 (10) 建具工事 (11) 防水工事 (12) シーリング工事 (13) 住宅設備工事</p>
<p>2 材料</p> <p>タイル張り用材料の種類、規格、性質及び用途</p>	<p>1 タイルの規格に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 種類 (2) 品質特性 (3) 試験方法 (4) 検査 (5) 製品の呼び方 (6) 表示</p> <p>2 タイルの種類に応じた用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げるタイル以外のタイル工事用材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) セメント (2) 細骨材 (3) 混和剤 (4) 接着剤 (5) 下地材料 (6) 既製調合モルタル (7) 防汚・抗菌剤材料 (9) 防カビ目地材</p>
<p>3 意匠図案</p> <p>床、壁、天井等の意匠図案</p>	<p>床、壁、天井、開口部等の意匠図案について概略の知識を有する</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>色彩</p> <p>4 建築構造</p> <p>建築構造の種類及び特徴</p> <p>建築物の主要部分の種類及び構造</p> <p>5 製図</p> <p>日本産業規格の建築製図通則に定める表示記号</p> <p>6 関係法規</p> <p>建築基準法関係法令のうち、タイル工事に関する部分</p> <p>7 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>こと。</p> <p>色彩、デザインについて概略の知識を有すること。</p> <p>次に掲げる構造の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) 組積造</p> <p>次に掲げる建築物の主要部分の種類及び構造について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 基礎 (2) 軸組 (3) 小屋組 (4) 屋根 (5) 天井 (6) 床 (7) 壁 (8) 開口部 (9) 階段</p> <p>建築設計図の関連部分の読図に必要な表示記号について概略の知識を有すること。</p> <p>建築基準法に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 建築物の主要構造に関する規定 (2) 耐火構造、防火構造、防火区画等に関する規定 (3) 不燃材料に関する規定 (4) 特殊建築物等の内装に関する規定</p> <p>1 タイル工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始前の点検 (5) タイル工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他タイル工事に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関連法令（タイル工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>タイル張り作業 タイル工事の段取り</p> <p>タイル張り</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 タイルの選別ができること。 2 墨出しができること。 3 タイルの割付けができること。 4 糸出しができること。 5 タイル加工ができること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 タイルの張付け材料の調合及び混練ができること。 2 次に掲げる下地の下塗り及び修正ができること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) れんが下地 (2) コンクリート下地 (3) コンクリートブロック下地 (4) ラスモルタル下地 (5) コンクリートパネル下地（A L Cパネルを含む。） (6) ボード下地 3 次に掲げるタイル張りができること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 内装タイル接着剤張り (2) 外装タイル密着張り (3) 床タイル張り (4) マスク張り (5) モザイクタイル張り (6) タイル型枠先付け張り 4 次に掲げるタイル張りの仕上げができること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 化粧目地の作製 (2) ふきとり、水洗い、酸洗い等の清掃 5 タイルの種類のパネル判定ができること。

3. 3級タイル張り技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

タイル張りの職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法</p> <p>タイル工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>タイル工事の段取り</p> <p>タイル張り工法</p>	<p>タイル工事に使用する器工具及び機械に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>イ タイル張り用器工具 ロ 墨出し用器工具</p> <p>ハ タイル加工用器工具 ニ 混練用器工具</p> <p>ホ 荷揚げ及び運搬用機械 ヘ その他</p> <p>(2) 次の器工具の種類及び用途</p> <p>イ レベル ロ トランシット ハ 電気ドリル</p> <p>タイル工事の段取りに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) タイルの選別 (2) 墨出し (3) タイルの割付け</p> <p>(4) 糸出し (5) タイル加工</p> <p>1 タイル張り工法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げるタイル張りの工法</p> <p>イ 外装タイル張り ロ 内装タイル張り</p> <p>ハ モザイクタイル張り ニ 床タイル張り(階段を含む。)</p> <p>(2) 張付け材料の調合</p> <p>2 次に掲げるタイル張り下地の特徴及び施工法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) れんが下地 (2) コンクリート下地</p> <p>(3) コンクリートブロック下地 (4) ラスモルタル下地</p> <p>(5) コンクリートパネル下地 (ALCパネルを含む。)</p> <p>(6) ボード下地</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>タイル工事における養生</p> <p>タイル工事の施工設備の種類及び用途</p> <p>タイル工事の関連工事の種類</p>	<p>3 タイル工事の化粧目地、清掃等の仕上げ方法について概略の知識を有すること。</p> <p>タイル工事における養生に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 気温、湿度及び天候の影響 (2) 損傷及び汚染</p> <p>次に掲げるタイル工事の施工設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 足場 (2) 電気設備</p> <p>(3) 給排水設備 (4) 運搬設備</p> <p>次に掲げるタイル工事の関連工事の種類について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) れんが工事 (2) 左官工事</p> <p>(3) ブロック工事 (4) 石工事</p>
<p>2 材料</p> <p>タイル張り用材料の種類、性質及び用途</p>	<p>1 タイルに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 種類 (2) 品質特性</p> <p>(3) 製品の呼び方 (4) 表示</p> <p>2 タイルの種類に応じた用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げるタイル以外のタイル工事用材料の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) セメント (2) 細骨材 (3) 混和剤</p> <p>(4) 接着剤 (5) 下地材料 (6) 既製調合モルタル</p>
<p>3 意匠図案</p> <p>床、壁、天井等の意匠図案</p>	<p>床、壁、天井、開口部等の意匠図案について概略の知識を有すること。</p>
<p>4 建築構造</p> <p>建築構造の種類及び特徴</p> <p>建築物の主要部分の種類</p>	<p>次に掲げる構造の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造</p> <p>(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) 組積造</p> <p>次に掲げる建築物の主要部分の種類について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 天井 (2) 床 (3) 壁 (4) 開口部 (5) 階段</p>
<p>5 製図</p> <p>日本産業規格の建築製図通則に定める表示記号</p>	<p>建築設計図の関連部分の読図に必要な表示記号について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>タイル張り作業</p> <p>タイル工事の段取り</p> <p>タイル張り</p>	<p>1 タイル工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始前の点検</p> <p>(5) タイル工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他タイル工事に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関連法令（タイル工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 タイルの選別ができること。</p> <p>2 墨出しができること。</p> <p>3 タイルの割付けができること。</p> <p>4 糸出しができること。</p> <p>5 タイル加工ができること。</p> <p>1 タイルの張付け材料の調合及び混練ができること。</p> <p>2 次に掲げる下地の下塗り及び修正ができること。</p> <p>(1) れんが下地</p> <p>(2) コンクリート下地</p> <p>(3) コンクリートブロック下地</p> <p>(4) ラスモルタル下地</p> <p>(5) ボード下地</p> <p>3 次に掲げるタイル張りができること。</p> <p>(1) 内装タイル接着剤張り (2) 床タイル張り</p> <p>4 次に掲げるタイル張りの仕上げができること。</p> <p>(1) 化粧目地の作製</p> <p>(2) ふきとり、水洗い、酸洗い等の清掃</p> <p>5 タイルの種類判定ができること。</p>

4. 基礎級タイル張り技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

タイル張りの職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 主なタイル張りの方法</p> <p>タイル工事に使用する器工具及び機械の種類</p> <p>タイル工事の段取り</p> <p>タイル張り工法</p> <p>2 タイル張り用材料の種類</p>	<p>タイル工事に使用する器工具及び機械に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の器工具及び機械の種類</p> <p>イ タイル張り用器工具 ロ 墨出し用器工具</p> <p>ハ タイル加工用器工具 ニ 混練用器工具</p> <p>ホ 荷揚げ及び運搬用機械 ヘ その他</p> <p>(2) 次の器工具の種類</p> <p>イ レベル ロ トランシット ハ 電気ドリル</p> <p>タイル工事の段取りに関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) タイルの選別 (2) 墨出し (3) タイルの割付け</p> <p>(4) 糸出し (5) タイル加工</p> <p>1 次に掲げるタイル張りの工法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 外装タイル張り (2) 内装タイル張り</p> <p>(3) モザイクタイル張り (4) 床タイル張り (階段を含む。)</p> <p>2 次に掲げるタイル張り下地の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) れんが下地 (2) コンクリート下地</p> <p>(3) コンクリートブロック下地 (4) ラスモルタル下地</p> <p>(5) ボード下地</p> <p>1 タイルの種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げるタイル以外のタイル工事用材料の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) セメント (2) 細骨材 (3) 混和剤</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 安全衛生に関する基礎的な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>壁のタイル張り</p> <p>タイル工事の段取り</p> <p>タイル張り</p>	<p>(4) 接着剤 (5) 下地材料 (6) 既製調合モルタル タイル工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) タイル工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等）</p> <p>(9) 合図</p> <p>(10) 服装</p> <p>1 タイルの選別ができること。</p> <p>2 墨出しができること。</p> <p>3 タイルの割付けができること。</p> <p>4 糸出しができること。</p> <p>5 タイル加工ができること。</p> <p>1 タイルの張付け材料の調合及び混練ができること。</p> <p>2 次に掲げる下地に使用するタイルの張付け材料の使い分けができること。</p> <p>(1) れんが下地 (2) コンクリート下地</p> <p>(3) コンクリートブロック下地 (4) ラスモルタル下地</p> <p>(5) ボード下地</p> <p>3 次に掲げるタイルの張付け作業ができること。</p> <p>(1) 張付けモルタルの塗付け</p> <p>(2) 張付け用接着剤の塗付け</p> <p>(3) 壁面に混和剤入りモルタル又は接着剤でタイル張り</p> <p>4 次に掲げるタイル張りの仕上げができること。</p> <p>(1) 化粧目地の目地掘り</p> <p>(2) ふきとり、水洗い等の清掃</p>